

## 現行基準における信託の取扱い

## (自益信託)

	委託者数 (受益者数)	信託財産の種類		備考	会計処理
		開始	終了		
金銭の信託					
特定金銭信託	単独		金銭/金銭以外	(特定運用)	A
指定単			金銭	(指定運用)	(A)
指定金外信託 (ファントラ)			金銭以外	(指定運用)	A
合同金信	複数 (合同運用 <sup>1</sup> )	金銭	金銭	(預金類似)	B
貸付信託				(預金類似)	B
投資信託 (不動産投資 信託を含む)				(預金類似 以外)	C、(D(*))
商品ファンド (信託型)					E
金銭以外の信託					
有価証券	単独	有価証券	金銭/金銭以外	(受益権が質 的に単一)	F、H(*)
その他の金融 資産		金銭や有価証券 以外の金融資産		G、H(*)	
不動産		不動産		I(*)、J(*)	

(\*)信託財産とした資産の消滅の認識(自益信託による信託受益権の売却による)

## (他益信託)

	委託者数	信託財産の種類		備考	会計処理
		開始	終了		
金銭	単独	金銭	(なし)	(社債の元利金 支払目的)	K
金融資産		金融資産			
金銭	単独	金銭	(なし)	(退職給付の支 払目的)	L
金融資産		金融資産			

<sup>1</sup> 投資信託は、仕組み上、委託会社と受託者との単独運用であり、他益信託であるが、委託者が受益権を購入した投資家に引渡すことを想定して設定されるため、実質的に多数の委託者による自益信託・合同運用と同様に考えられている。

## 自益信託

## 金銭の信託

### A 金銭の信託の評価

< 保有目的区分 > (金融商品会計基準 87 項、金融商品会計実務指針 97 項、288 項)

- 金銭の信託(合同運用を除く。)は、信託契約の単位ごとに、保有目的により運用目的、満期保有目的、その他に区分する。
- ✓ 金銭の信託は一般に運用を目的とするものと考えられ、運用目的以外の目的とするためには、それが客観的に判断できることが必要である。
  - ・ 金銭の信託を満期保有目的に区分し、信託財産構成物である債券を満期保有目的の債券として会計処理するためには、信託契約において、原則として受託者に財産の売却を禁止しており、かつ、信託期日と債券の償還期限とが一致していることなどが明確である必要がある。
  - ・ 信託財産構成物である有価証券をその他有価証券として区分するためには、信託契約時において、企業が当該信託を通じて有価証券等を保有する目的が、運用目的又は満期保有目的のいずれにも該当しないという積極的な証拠によって裏付けられ、かつ、信託財産構成物である有価証券の売買を頻繁に繰り返していないという事実に基づかなければならない。
  - ・ 特定金銭信託又は指定金外信託等については、運用を目的とする金銭の信託と推定される。

< 会計処理 > (金融商品会計基準 24 項、(注 8)、85 項、86 項、金融商品会計実務指針 99 項、289 項)

- ✓ 運用を目的とする金銭の信託(合同運用を除く。)は、当該信託財産の構成物である金融資産及び金融負債について、本基準により付されるべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。運用目的の信託財産の構成物である有価証券の評価について運用目的の信託財産の構成物である有価証券は、売買目的有価証券とみなしてその評価基準に従って処理する。
- ✓ 信託財産構成物は、本報告に従って評価及び会計処理を行ったとした場合の評価額を付し、それらの合計額をもって信託契約に係る貸借対照表価額とする。運用を目的とする信託財産構成物である有価証券は、売買目的有価証券とみなして評価及び会計処理を行う。したがって、運用を目的とする信託財産構成物の評価差額は当期の損益として処理する。
- ✓ 金銭の信託の計算期間にかかわらず、原則として、企業の各事業年度に属する損益を、本報告に従い当該事業年度に計上しなければならない。

< 信託財産の受入れ > (金融商品会計実務指針 99 項、290 項)

- 金銭の信託の終了時等に信託財産構成物である有価証券を現状のまま受け入れるときの受入価額は、受入時点において受入構成物に付されている帳簿価額とする。(ただし、受入時点において保有目的区分を変更する場合を除く。)

B 投資信託及び合同運用の金銭の信託のうち預金と同様の性格を有するものの評価(金融商品会計実務指針 64 項、同 Q&A・Q19)

- 投資信託及び合同運用の金銭の信託のうち預金と同様の性格を有するものは、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
  - ✓ 実質的に元本の毀損のおそれがほとんどないものであること(元本割れが生じないことが保証されているか、又は事実上そのような運用が行われていること)
  - ✓ 短期間(おおむね 3 か月以内)に運用成果が分配等されること
  - ✓ 過去の運用実績(元本に対する利回り)が預金の利率に比べて著しく高くないこと
- 貸付信託の受益証券
  - ✓ 信託銀行が一般顧客に一律の条件で発行する貸付信託の受益証券が該当する。

C 投資信託の受益証券の評価

- 投資信託に付すべき時価(金融商品会計基準 81 項、82 項、金融商品会計実務指針 62 項、266 項)
  - ✓ 市場価格
    - ・ 投資信託の運用する金融資産又は金融負債の時価に基づき取引されるものについては、市場価格のある有価証券に該当する。
    - ・ 取引所における取引価格及び業界団体が公表する基準価格が含まれる。
  - ✓ 市場価格がない場合、合理的に算定された価額
    - ・ 投資信託委託会社の公表する基準価格、ブローカー・情報ベンダーから入手する評価価格が含まれる。
- 投資信託の収益分配金の会計処理(金融商品会計実務指針 96 項、287 項)
  - ✓ 追加型投資信託は、その収益に係る計算期間が終了する日の属する事業年度に計上する。(ただし、その支払を受けた日の属する事業年度に計上することも、継続適用を条件として認められる。)

- ✓ 追加型投資信託のうち、購入後短期間に計算期間の末日が到来するものについて、収益分配金のうち払込資金からの払戻しに相当するものとして区分されている場合、又は区分されていない場合でもそのほとんどが払込資金からの払戻しと認められる場合には、払込資金の払戻し相当額については当該投資信託の取得原価を減額処理する。

### D 不動産投資信託

- 直接的には対象としていないが、今後の法令等の整備に対応して会計処理を検討すべきものとする。(SPC流動化実務指針 26 項)
- 投資信託又は投資法人を活用した不動産の流動化の会計処理 (SPC 流動化実務指針 Q&A・Q6)
  - ✓ 投資信託又は投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づくものであり、「資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社とは根拠となる法律が異なっていることと、事業内容の変更が特定目的会社に比して特に制限されていないことから、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(平成 10 年 10 月 30 日企業会計審議会)の「三 特別目的会社の取扱い」及び財務諸表等規則第 8 条第 7 項に掲げられている特別目的会社(特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。)には該当しないものと考えられる。
  - ✓ 投資信託又は投資法人は特定目的会社に該当しないものと考えられるため、これらを活用した不動産の流動化については、実務指針は適用されないこととなる。
  - ✓ 会計処理については、当面、監査委員会報告第 27 号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」第 2 項に記載されているような留意事項に基づいて総合的に判断すべきものとする。

### E 商品ファンド - 信託型 - (金融商品会計実務指針 134 項、222 項、310 項)

- 信託型(現状では合同運用指定金銭信託のみ)の商品ファンドへの投資について短期運用目的のものは売買目的有価証券に準じて、中長期の運用目的のものはその他有価証券に準じて会計処理する。
- 商品ファンドの構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、商品ファンドの保有者における会計処理の基礎とする。

## 金銭以外の信託

### F 有価証券の信託の評価

- 有価証券の信託は、保有する有価証券を信託財産として、その「管理」、「運用」又は「処分」を委託するものである。(金融商品会計実務指針 78 項、278 項)
  - ✓ 当該信託を構成する有価証券は、自己で保有していたときと同一の保有目的区分に分類し、それによって評価及び会計処理を行う。
  - ✓ 有価証券の信託は、信託の器としての性質から有価証券を直接保有する場合との類似性を優先して、その場合と同様の判定基準によって保有目的区分ごとに信託財産構成物である有価証券の分類を行うとともに、評価及び会計処理を行わなければならない。
  
- 売却原価の算定区分(金融商品会計実務指針 79 項)
  - ✓ 同一銘柄の有価証券のうち、有価証券の信託で保有している有価証券を同一の保有目的区分に分類した場合には、これらを通算(簿価通算)して売却原価を算定する。
  
- G 金融資産の信託受益権(金銭の信託と有価証券の信託を除く)の評価(金融商品会計実務指針 100 項)
  - 信託受益権が質的に単一の場合
    - ✓ 信託財産構成物を受益者が持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行う。(ただし、信託受益権の保有者が多数で、信託財産を持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行うことが困難な場合には、信託を実体のある事業体とした評価を行うことができる。)
  
  - 信託受益権が質的に分割されており、保有者が複数いる場合
    - ✓ 信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託に対する金銭債権(貸付金等)の取得又は信託からの有価証券(債券、株式等)の購入とみなして取り扱う。(ただし、企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件を満たす場合には、譲渡人の保有する信託受益権は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する。)

< 結論の背景 > (金融商品会計実務指針 291 項)

- ✓ 信託される金融資産は多様であり、金銭でも有価証券でもない金融資産(貸付金、保証金等)の信託受益権の評価方法を示す必要がある。その場合、信託を実体のある事業体として考えるのか、信託財産構成物の直接保有を擬制するのが論点となる。
- ✓ 企業が自ら保有する金融資産を委託者兼受益者として信託した場合のように、信託受益者が単独の場合には、受益者が信託財産構成物を直接保有する場合と同様の評価方法によって受益権を評価することが適切である。また、受益者が複数であっても、受益権の性質が単一であれば、信託財産に対する持分に応じて信託財産構成物を直接保有する場合と同様

の評価方法によって受益権を評価することが適切と考えられる。他方、受益者が多数の場合には、信託財産の部分的直接保有を擬制した評価が困難なことも考えられる。このような場合には、信託を実体のある事業体とし、その持分に投資しているものとした評価を行うこととした。

- ✓ 企業が自ら保有する金融資産を信託するとともに、信託受益権を優先と劣後に分割し、その劣後受益権を自らが保有して優先受益権を第三者に譲渡する場合、優先受益権を売却処理するためには、優先受益権が消滅の認識要件を満たして譲渡される必要がある。また、その際に自らが保有する劣後受益権は、新たな金融資産の購入としてではなく、信託した金融資産の残存部分として評価する必要がある。
- ✓ なお、信託の連結の要否及び金融資産以外の信託財産（例えば、不動産）に係る信託受益権売却の委託者にとっての会計処理は本報告の対象外である。

#### H 信託を利用した金融資産の消滅の認識

- 金融資産の譲受人が次の要件を充たす会社、信託又は組合等の SPC の場合（金融商品会計基準（注4））
  - ✓ 金融資産の消滅の認識の要件は、当該 SPC が発行する証券の保有者を譲受人とみなして適用する。
    - 1 SPC が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生ずる収益を当該 SPC が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること
    - 2 SPC の事業が、1 の目的に従って適正に遂行されていると認められること
- 金融資産の譲渡人が、SPC の発行する証券等（信託の受益権）の全部又は一部を保有する場合（金融商品会計実務指針 40 項）
  - ✓ 譲渡人が譲受人となるから当該保有部分の譲渡はなかったものとする。
  - ✓ 対応する譲渡金融資産の全部又は一部は、「残存部分」として取り扱い、金融資産の消滅の認識を行わない。

#### I 土地の信託受益権に係る受益権の売買取引（審理室情報第 6 号）

- 土地の信託に係る受益権の売買は、通常、信託財産である土地を売買したのと同じ効果を生ずるものと考えられる。しかしながら、受益権の売買取引は、信託という特殊な仕組みを媒介として行われることから、会計上、通常の不動産取引として処理することが適当でない認められる場合もある。したがって、受益権を売却して売却益を計上している場合には、監査上、基本的には不動産の売買取引の場合に準じてその取引の真実性、妥当性を吟味するが、特に次

の点に留意して慎重に対処する必要がある。

- 当該売買取引に買戻し条件又は再売買の予約が付されていないかどうかの確認
  - ✓ 信託財産である土地には、貨幣価値の変動によって、著しく時価とかけはなれた帳簿価額が付されている場合がある。このような場合において、買戻し条件又は再売買の予約に基づき、当該受益権の買戻しが行われると、会計的には、先に計上した売却益は土地について評価益を計上したのと同じ結果となり妥当なものとは認められない場合がある。一般に受益権の買戻し条件付売買又は再売買の予約付売買は、譲渡担保的な効果があると考えられるので、金融取引として処理する等、その実態に応じた適切な会計処理を行うべきである。
- 買戻し条件又は再売買の予約が付されていない場合における将来当該受益権の買戻しがないかどうかの吟味
  - ✓ 受益権の売買に当たって買戻し条件又は再売買の予約の文言が契約書等の文書にない場合であっても、信託を媒介とすることから、委託者又は受益権者及び受託者間において、受益権の買戻しや売戻しについての暗黙の了解や期待感が全くないとはいいい切れない。通常は信託の終了時において受益権の買戻しが事実上予定されている場合が多いが、仮りに、受益権の買戻しが行われた場合には、(1)と同様に、土地について評価益を計上したのと同様の結果となる。
- 受益権者が当該受益権に係る信託財産を賃借している場合におけるその取引の合理性・必然性の吟味
  - ✓ 受益権者が、当該受益権に係る信託財産を賃借しているような事情のもとにおいて当該受益権の売却が行われる場合には、将来、当該受益権の買戻しとつながるおそれがあるので、信託の設定、信託財産の賃借、受益権の売却など当該一連の取引の合理性・必然性を特に慎重に吟味する必要がある。
- 受益権の貸借対照表における科目表示は、「投資その他の資産」の区分において、不動産信託に係る資産であることを示す名称を付した科目、例えば「信託土地」「信託建物」又は「不動産信託受益権」等として表示するのが適当であると考えられる。

#### J 不動産信託受益権による流動化に係る会計処理

- 不動産信託受益権の会計処理（SPC 流動化実務指針 19 項）
  - ✓ 不動産信託受益権の譲渡についても、不動産を特別目的会社に譲渡することによる流動

化の場合と同様に、リスク・経済価値アプローチに基づいて会計処理を行う。

- ✓ 不動産信託受益権の譲渡は、通常、信託財産である不動産を譲渡した場合と同一の効果を生ずることから、譲渡人（委託者）が譲渡した信託受益権に含まれている不動産のリスクと経済価値の状況に基づいて、売却取引として会計処理を行うべきか否かを判断することとなる。

< 結論の背景 >（SPC 流動化実務指針 44 項）

- ✓ 不動産は信託可能な財産であり、法的に有効な信託設定により受益者（委託者）は当該信託受益権を取得する。受益者が当該信託財産を直接保有するものとみなして会計処理する考え方（信託導管論）が、我が国の会計慣行となっており、受益者が信託設定により取得した不動産信託受益権を法的に売買すれば、会計上、信託財産そのものの売買と同様に扱うこととなる。
  - ✓ 不動産の信託に係る受益権の売買は、通常、信託財産である不動産の全部又は一部を売買したのと同一の効果を生ずるものと考えられ、委託者兼当初受益者が信託設定により取得した不動産信託受益権のすべてを法的に売買すれば、当該信託受益権の売却は、会計上、信託財産の売買と同様に取り扱う。
  - ✓ したがって、信託受益権の譲渡に関する会計処理については、信託財産たる不動産そのものの譲渡と同様に、リスク・経済価値アプローチに基づいて処理することとなる。
- 質的に単一の信託受益権に分割されている場合の会計処理（SPC 流動化実務指針 20 項）
- ✓ 共有不動産と同様の性格を有しており、SPC を通じて他の者が取得した信託受益権には対応するリスクと経済価値が移転していると考えられるので、その限りにおいては、リスク負担割合を算定して判断することなく、当該他の者に移転した部分について売却取引として会計処理を行う。

< 結論の背景 >（SPC 流動化実務指針 45 項）

- ✓ 流動化された不動産のうち対応する部分のリスクと経済価値が、SPC を通じて他の者が取得した持分に分割されて均質に移転していると考えられるため、譲渡人は、リスク負担割合を算定して判断することなく、当該他の者に移転したリスクと経済価値が含まれている不動産信託受益権部分について売却取引として会計処理を行うことが適切である。
- 質的に異なる信託受益権に分割されている場合の会計処理（SPC 流動化実務指針 21 項）
- ✓ 当該不動産全体に関するリスクと経済価値のほとんどすべてが譲受人である SPC を通じて他



の者に移転しているときに限り、売却取引として会計処理を行う。

- ✓ この場合のリスク負担割合は、リスク負担の金額を譲渡人が保有する信託受益権の時価とし、流動化する不動産の譲渡時の適正な価額（時価）をすべての信託財産、すなわち信託受益権の全体の時価として算定する。
- ✓ なお、リスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると認められるが、リスク負担として譲渡人（委託者）に信託受益権が残る場合の売却損益は、譲渡人が保有する劣後部分を除いた割合等（売却した信託受益権の価値）に基づいて算定した売却価額から、消滅を認識する直前の不動産の帳簿価額を譲受人に譲渡した部分の時価と譲渡人に留保された部分の時価で按分し、譲渡した部分に配分して算定した売却原価を差し引いて算定する。

< 結論の背景 >（SPC 流動化実務指針 46 項）

- ✓ 信託財産は一つの財産権であるため、優先受益権と劣後受益権に分割されている場合には、それぞれ独立した財産権とみなすことができないため、譲渡人が劣後受益権を保有していることに基づいて生ずるリスク負担割合の状況によっては、当該信託財産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他の者へ移転したと認めることができない場合がある。
- ✓ したがって、優先部分と劣後部分のように質的に異なる信託受益権に分割されている場合には、当該不動産全体に関するリスクと経済価値のほとんどすべてが譲受人である特別目的会社を通じて他の者に移転しているときに限り、譲渡人が保有する信託受益権部分を除き、売却取引として会計処理を行うことが適切である。
- ✓ この場合のリスク負担割合は、リスク負担の金額を譲渡人が保有する信託受益権の時価とし、流動化する不動産の譲渡時の適正な価額（時価）をすべての信託財産、すなわち信託受益権の全体の時価として算定する。また、流動化に伴う不動産の売却価額は、譲渡された信託受益権の譲渡価額となる。
- ✓ なお、信託財産の簿価と時価が異なり信託元本が信託財産の委託者簿価によって設定されている場合には、当該信託財産の売却原価の決定については以下の二つの方法が考えられる。

信託契約上の信託元本（受益権の額面）比率により簿価を配分する方法

受益権の時価の比率により簿価を配分する方法

この売却原価の決定については、本報告では、 の受益権の時価の比率により簿価を配分する方法の方がより客観的であると考え、設例 3 においては の方法を採用して算定している。

## 他益信託

K デット・アサンプション - 取消不能の信託 -

- デット・アサンプションの当分の間の取扱いとして、社債の消滅の認識が認められる場合（金融商品会計基準 42 項（2））
  - ✓ 取消不能の信託契約等により、社債の元利金の支払いに充てることのみを目的として、当該元利金の金額が保全される資産を預け入れた場合等、社債の発行者に対し遡求請求が行われる可能性が極めて低い場合に限られる。
  
- デット・アサンプションに係る原債務の消滅の認識要件（金融商品会計実務指針 46 項）
  - ✓ 取消不能で、かつ社債の元利金の支払に充てることを目的とした他益信託等を設定し、当該元利金が保全される高い信用格付けの金融資産（例えば、償還日がおおむね同一の国債又は優良格付けの公社債）を拠出することである。
  - ✓ この場合、社債の発行体又はデット・アサンプションの受託機関に倒産の事実が発生しても、当該発行体の当該社債権者以外の債権者等が、信託した金融資産に対していかなる権利も有しないことが必要である。
  - ✓ 金融商品会計基準第 42 項（2）における「信託契約等」の「信託」とは我が国の信託法に基づいた信託で、「等」とは海外の信託で我が国の信託法に基づく信託と同等のものをいい、信託財産が委託者及び受託者の倒産から隔離され分離保全されているものをいう。

L 信託を用いる場合の年金資産（「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」7 項）

- 退職給付（退職一時金及び退職年金）目的の信託（以下「退職給付信託」という。）を用いる場合、退職給付に充てるために積み立てる資産は、下記のすべての要件を満たしているときは、前項の年金資産に該当するものとする。
  - ✓ 当該信託が退職給付に充てられるものであることが退職金規程等により確認できること  
年金資産は退職給付制度を前提として退職給付債務に対応するものである。したがって、信託から支払われる退職給付も退職給付制度の枠組みの中にあることが退職金規程等により確認できれば、当該信託財産と退職給付債務との対応関係が認められることになる。
  - ✓ 当該信託は信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託であること  
信託財産を複数の退職給付に充てることとする場合には、信託受益権の内容等により支払の対象となる退職給付や処理方法の明確化が必要である。
  - ✓ 当該信託は事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還及び受益者に対する詐害行為が禁止されていること  
事業主の倒産時において、事業主の債権者に対抗できること及び信託財産の信託の目的に従った処分が実行できる仕組みとなっていることが必要である。

- ✓ 信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと
  - ・ 事業主との分離の実効性を確保するため、例えば、信託管理人を置く方法があるが、その場合は、当該信託管理人が事業主から独立するための措置が必要である。
  - ・ 信託財産の管理・運用・処分について事業主と分離することが必要であり、したがって、信託の設定に伴い、信託財産の所有権は受託者に移転すること(信託財産が株式の場合、その名義も受託者に移転すること)及び受託者は事業主からの信託財産の処分等の指示について拒否できないような内容を含まないこと、などの契約であることが必要である。
  - ・ 信託は退職給付に充てる目的で設定されるものであり、信託した資産を事業主の意思により、基本的に、事業主の資産と交換することはできないことが必要である。